

## 処遇改善加算等の情報公開について

見える化要件に基づき、当法人について下記のとおり公表いたします。

加算の種類	内 容	事業所
①処遇改善加算Ⅰ 令和5年4月時点	正社員とパート職員に毎月特別手当として支給。 また7月と12月の賞与時に一時金として支給。	グループホーム小春日和 グループホーム小春日和第二 デイサービス小春日和
②特定処遇改善加算Ⅰ	すべての事業所において、以下の支給対象職員に支給している。 介護福祉士の資格を有し、経験年数が10年以上の職員および	デイサービス小春日和 グループホーム小春日和第二
特定処遇改善Ⅱ 令和5年4月時点	介護福祉士の資格を有し、経験年数10年未満のリーダー担当職員	グループホーム小春日和
③ベースアップ支援加算	介護職員を対象に支給している。	グループホーム小春日和 グループホーム小春日和第二 デイサービス小春日和
A) キャリヤパス要件Ⅰ B) キャリヤパス要件Ⅱ C) キャリヤパス要件Ⅲ	介護職員の任用における職位職責、職務内容等の要件を定めている。 上記に掲げる職位職責、職務内容に応じた賃金体系を定めている。 会議福祉士の資格取得のための受講前後は、休みがとれるよう勤務状況に配慮する。 また受講日は有給休暇とすることができる。 経験・資格・人事評価による基準により昇給等を行う仕組みがある。 A)～C)を就業規則で整備し、全介護職員に周知している。	